

うるま市指定給水装置工事事業者 更新指定申請の案内

- ◆ うるま市給水条例の適用される区域内における、給水装置の工事は、うるま市給水条例第7条第1項により「指定」を受けたものが、施工することとなっています。
- ◆ この「指定」を受ける為の手続きは、以下のとおりです。

提出書類:《記入例及び注意書きに沿って記入し、提出して下さい。》

※提出していただいた書類に記載されている内容は、一部公開の対象となります。

| | 個人 | 法人 | 備考 |
|---------------------------|----|----|--|
| 「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1) | ○ | ○ | 表面と裏面があります(両方とも記入して下さい) |
| 「誓約書」(様式第2) | ○ | ○ | 代表者印を押してください。 |
| 「給水装置工事主任技術者選任・解任届」(様式第3) | ○ | ○ | 主任技術者免状の写し又は主任技術者証の写しの添付 |
| 機械器具調書 | ○ | ○ | 管の切断用(金切りのご等)、管の加工用(やすり、パイプねじ切り器等)、接合用(トーチランプ、パイプレンチ等)、水圧テストポンプの写真(※1) |
| 「住民票」 | ○ | - | 発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。(※2) |
| 「定款の写し」 | - | ○ | 直近のものを添付して下さい。 ※財団法人の場合は「寄附行為」の写し |
| 「履歴事項全部証明書」 | - | ○ | 発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。(※2) |
| 事業所位置図・写真・その他 | ○ | ○ | 写真:建物全体、カンパンの文字が確認できる写真等。 その他:E-mail アドレス、緊急連絡先、FAX などがあれば記載してください。 |
| 更新時確認事項調査票 | ○ | ○ | ・指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)業務内容 (休業日・営業日、営業時間、漏水修繕、対応工事等について) ・給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内) ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況 |

※1:写真は「管の切断用」「管の加工用」「接合用」「水圧テストポンプ」それぞれ1種1枚以上。

※2:広域指定のため二カ所以上へ同時申請の場合には、原本提出先が明らかな場合にコピー可とする。

コピーし、余白部分に「原本は〇〇市へ提出」と記入して下さい。

更新認可手数料:13,000円

その他 :支店等を追加する場合は、指定事項変更の手続きとなります。(更新ではありませんので注意してください。)

受付:うるま市水道部 営業課 給水係

〒904-2241 沖縄県うるま市字兼箇段896番地

TEL:098-975-0306